

令和5年度指定管理者監査結果報告に対する措置状況

対象団体名： 特定非営利活動法人 笑顔（寝屋川市立学び館指定管理者）

所 管 課： 社会教育部 社会教育課

(1) 指定管理者 特定非営利活動法人 笑顔 に対する指摘

No	指 摘 事 項	措 置
1	<p>ア 利用許可について</p> <p>寝屋川市立学び館条例施行規則（以下「規則」という。）第11条第2項に規定する利用許可の手続について、寝屋川市立学び館利用許可書が交付されていなかったため、規定に基づき適切に対応されたい。</p>	<p>施設の利用許可書の交付につきましては、手順を再度確認し、職員に周知徹底を行い、規定に基づき適切に対応してまいります。</p>
2	<p>イ 利用料金等について</p> <p>地方自治法第244条の2第9項、寝屋川市立学び館条例（以下「条例」という。）第7条第2項、寝屋川市立学び館指定管理者協定書（以下「協定書」という。）第7条第1項及び第2項第3号に規定する利用料金等について、あらかじめ教育委員会の承認を受けていなかったため、規定に基づき適切に対応されたい。</p>	<p>地方自治法第244条の2第9項、条例第7条第2項、協定書第7条第1項及び第2項第3号に規定する利用料金等を定めるに当たっては、あらかじめ規定に基づき、条例の定める範囲内において教育委員会に申請を行い承認を得るよう徹底してまいります。現在の利用料金等につきましては、令和6年度4月1日に教育委員会に申請を行い、承認を得ております。</p>
3	<p>ウ 利用料金の還付について</p> <p>規則第16条第2項に規定する利用料金の還付について、利用料金の還付を受けようとする者から寝屋川市立学び館施設利用料金還付申請書の提出を求められたい。また、現金によって利用料金の還付をするときは、利用料金の還付を受けた者から領収書（受領書）を徴されたい。</p>	<p>利用料金を還付する際には、必ず還付を受けようとする者から還付申請書を提出させ、現金による還付を行う際には領収書の徴取を行います。そのため、利用料金還付についてのフロー図を作成の上事務所受付内に掲示し、職員に周知徹底致します。また還付の際に必要な書類について案内書面を作成し、利用者へわかりやすく説明します。</p>
4	<p>エ 事業報告書について</p> <p>寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続等条例」という。）第9条第1項及び協定書第12条第1項に規定する事業報告書の提出期日について、年度終了後30日以内に提出することとされているが、30日を超えて提出されていたため、規定の期日までに提出されたい。</p>	<p>事業報告書の提出期日が、年度終了後30日を超えてしまい遅延いたしました。今後は、提出期限に遅れることがないよう徹底してまいります。</p>

5	<p>オ 個人情報管理規定について</p> <p>法人が定める個人情報管理規定において、収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示またはホームページ等で公表することとされているが、施設内の掲示またはホームページでの公表がされていなかったため、適切に対応されたい。</p>	<p>個人情報は学び館の事業活動に必要な範囲に限って利用することを明文化した案内を窓口に掲示するとともに、ホームページ上で公表いたしました。</p>
6	<p>カ 経理規程について</p> <p>協定書第29条に規定する自身の団体や他の事業と分離独立した経理規程が設けられていなかったため、適切に対応されたい。</p>	<p>御指摘の後、速やかに学び館の経理に係る経理規程を作成し、令和6年4月1日付で施行いたしました。</p>

令和5年度指定管理者監査結果報告に対する措置状況

対象団体名： 特定非営利活動法人 笑顔（寝屋川市立学び館指定管理者）

所 管 課： 社会教育部 社会教育課

(2) 社会教育課に対する指摘

No	指 摘 事 項	措 置
1	<p>ア 利用料金等について</p> <p>地方自治法第244条の2第9項、条例第7条第2項、協定書第7条第1項及び第2項第3号に規定する利用料金等について、指定管理者から書面による利用料金等を定めるに当たっての申請が提出されておらず、書面による利用料金等の承認が行われていなかったため、規定に基づき適切に対応されたい。</p>	<p>御指摘を受け、地方自治法第244条の2第9項、条例第7条第2項、協定書第7条第1項及び第2項第3号に規定する利用料金等を定めるに当たっては、あらかじめ指定管理者から教育委員会に申請を提出するよう指定管理者に指導を行い、所管課において漏れなく承認するよう徹底してまいります。現在の利用料金等につきましては、令和6年度4月1日に指定管理者から申請を受け、承認いたしました。</p>
2	<p>イ 利用の期間外申請及び利用料金の免除について</p> <p>規則第10条第2項に規定する利用許可の期間外申請及び規則第15条第1項第2号又は第3号に規定する利用料金の免除に係る教育委員会の承認について、起案を行わず承認されていた。起案については、事案の処理についての意思決定を受けるために必要な手続であり、適切に対応されたい。</p>	<p>承認については当然に起案を行うべきであることから、課内で事案の共有を図り再発防止に向けて取り組んでまいります。</p>
3	<p>ウ 事業報告書について</p> <p>手続等条例第9条第1項及び協定書第12条第1項に規定する事業報告書の提出期日について、年度終了後30日以内に提出することとされているが、30日を超えて提出されていたため、指定管理者に提出を促すなど、規定の期日までに受領されたい。</p>	<p>再度、管理職から担当者まで諸規定について確認を行い、事前に提出期限について3月中から指定管理者に複数回アナウンスを実施する等、再発防止に向けて対策を講じてまいります。</p>
4	<p>エ 経理規程について</p> <p>指定管理者において、協定書第29条に規定する指定管理者自身の団体や他の事業と分離独立した経理規程が設けられていなかったため、指定管理者への指導を行うなど適切に対応されたい。</p>	<p>御指摘の後、直ちに当指定管理事業のみについて規定した経理規程を作成するよう指導を行い、令和6年4月1日に施行しております。</p>